

民間資金等活用事業推進委員会

第40回 計画部会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第40回計画部会

日 時：令和8年5月13日（水）9:56～11:30

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

山口部会長、大橋部会長代理、難波委員、浅川専門委員、朝日専門委員、上田専門委員、高橋専門委員、望月専門委員

【内閣府】

民間資金等活用事業推進室

鈴木室長（大臣官房審議官）、峰村参事官、山口企画官、大内企画官、和田参事官補佐、齊藤参事官補佐、寺田参事官補佐

- 議 事：（1）民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更素案について
- （2）ガイドライン等の改正（案）について
- （3）PPP／PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）（案）について

○峰村参事官 定刻より少し早い時間でございますけれども、準備が整っておりますので、ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第40回計画部会を開催いたしたいと思っております。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

私、本日進行を務めますPFI推進室参事官の峰村と申します。

本日は、構成員8名のうち、オンラインを含め7名の委員・専門委員の皆様にご出席いただき、朝日専門委員が10時半頃にオンラインで遅れて参加される予定と伺っております。

そのため、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、参考資料1と2を配付してございます。不足等がございましたら事務局までお声がけください。

そして、資料1-3、3-1、3-2につきましては、現在策定途上のものであるため、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条及び第6条に基づき、委員及び専門委員のみへの配付とし、ホームページ上でも非公表とさせていただきます。

また、本日の部会は議事（1）及び（2）のみ公開とさせていただきます。

なお、本日はオンライン併用での会議となっております、大橋部会長代理におかれましては、オンラインにて御参加をいただいております。

会議室での参加の皆様も、オンラインで参加の皆様も、御発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、以後の議事につきましては、山口部会長に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山口部会長 皆様、おはようございます。計画部会長を仰せつかっております青山学院大学の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事（1）及び議事（2）について事務局から御説明をお願いいたします。

○和田補佐 参事官補佐の和田でございます。

議事（1）、議事（2）ということで、基本方針の変更、ガイドライン等の改正について御説明をさせていただきます。前回の部会の議論を踏まえまして案文を作成しております、そちらも資料でお配りをしております。

まず、基本方針についてでございます。基本方針については、前回御説明した概要を案文に落とし込んでおり、案文については資料1-2を御参照いただければと存じます。

これに加えて、今回新しく御説明する内容としまして、別表の変更案も資料1-3としてお配りをしているところでございます。このお配りした別表の変更案はまだ各省と調整

中で、今後修正の可能性もあるものでございますが、全体の変更の趣旨を御説明させていただきます。

変更の趣旨としましては、コンセッション方式の導入可否を網羅的に分かりやすくお示しするというところでございます。コンセッションは、空港、スポーツ施設、文化・社会教育施設等、コンセッション方式の導入が様々な分野に広がりつつありますが、まだ活用されていない分野も少なくなく、裾野を広げていくことが課題であると考えております。各施設に関する個別法において管理者等が地方公共団体とされている場合などコンセッション方式の導入の可否が明確でないのではとの指摘もありまして、未整理の施設や新たに法定化されたような施設も含めて、自治体や事業者の方が見て分かりやすいようにと関係省庁と連携をして整理をいたしました。

その結果、今回、赤字で現行のものとの差を示しているのですけれども、幾つかの施設を追加したほか、コンセッションの設定に当たって現行制度上の制約がある場合や許認可が必要な場合、またそのほか留意すべき事項がある場合について、なるべく分かりやすく記載を行ったところでございます。

ガイドライン等について、続けて御説明をさせていただきます。ガイドライン等についても、基本的には前回御説明した概要を案文に落とし込んでいるところでございまして、案文について詳細は資料2-2から2-4を御参照いただければと思います。

資料2-1、これは前回ベースの資料ですけれども、そこにそれぞれの変更の修正の該当箇所を記載しておりますので、適宜御活用しながら御覧いただければと思います。

前回、幾つか御意見をいただいております、その御意見を踏まえて修正した箇所について御説明をさせていただきます。

1つ目で、契約ガイドラインの金融費用の記載についてでございます。3月の計画部会の際に、高橋専門委員から御意見を頂戴しておりました。その内容として、金利について不可抗力の工事費用や維持管理費用の100分の1負担のロジックをそのまま当てはめると、金融機関の納得を得られないのではないかという御指摘だったかと思っております。この御指摘を踏まえまして、会議の後で高橋専門委員及び金融機関関係の上田専門委員や事業推進部会の金山専門委員にも御意見を賜りまして、3人の委員の御意見も踏まえつつ、選定事業者に費用負担を求める場合にその上限がどうあるべきかについて分かりやすく示したような形になっております。場所としては、資料2-3の19ページ、契約に関するガイドラインの新旧の最後から2ページ目のところに修正の案文を入れてございまして、「ただし」以下の部分を、「建設工事費の増額分の一部を選定事業者が負担する場合、当事者間で協議を行った上で、その負担分の調達に係る金融費用の範囲内で、選定事業者が費用負担を求めることも考えられる」という書きぶりに修正をしております。

もう一か所、プロセスガイドラインについて、3月の計画部会の際に、難波委員よりフロー図が複雑で実態と合っていないのではないかという指摘をいただいていたところでございました。会議後にもさらに詳細にお伺いをした上で、資料2-2の5ページですけれ

ども、修正をしております。もともとこちらの図は競争的対話を行う場合という図でしたが、今回公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約全体のフローを表すように見直して、タイトルも修正をいたしました。その上で、競争的対話方式に基づく手続は管理者等の判断でオプションとして活用するものであるということを明示しました。この凡例の「競争的対話方式に基づく手続」のところに追記しているところです。その上で、記載の正確性の観点も含めて黒で塗る枠の見直しをしたり、※4で記載する位置について難波委員にも御意見を聞かせていただいて「提案内容、契約金額の調整」というところに記載をしたりしました。

次のページ、総合評価一般競争入札についての図なのですけれども、こちらについてもタイトルを総合評価一般競争入札全体のものであるということを分かりやすくしつつ、色を塗る枠を正確性の観点も含めて見直しをして、民間事業者との対話の内容をプロセスガイドラインの本文に合わせて修正をしました。修正をしたことで、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約と総合評価一般競争入札でそれぞれどういう対話をするのかが分かりやすくなったかということも思っております。

こちらのプロセスガイドラインは主に国を対象とするものになるのですけれども、難波委員からの御意見も踏まえつつ、今後債務負担行為の設定の在り方といった地方自治体が留意すべき事項や地方自治体向けのフローについて、通知や手引などでより分かりやすく示すことも検討していきたいと考えております。

本日御議論いただきました後、親会議の推進委員会でも御議論をいただきまして、標準契約については推進委員会にて決定、プロセスガイドライン、契約ガイドラインについては推進委員会の後に閣僚会議である推進会議で決定、基本方針はさらにその推進会議で案を決定した後に閣議決定というプロセスを予定しておりまして、進めていきたいと考えておりますので、御意見いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の御説明に関し、御意見、御質問等がある方は挙手または挙手ボタンをお願いいたします。いかがでしょうか。

難波委員、お願いいたします。

○難波委員 資料2-4も今の議題で大丈夫ですか。

○和田補佐 はい。

○難波委員 1点だけお伺いしたいところなのですけれども、25ページの第51条のところの(注1)というところなのですけれども、ここで入札公告日のほか債務負担行為設定日、入札日その他特定の時点を考えられるという文章で下線を引いていただいているところなのですけれども、現実問題として債務負担行為の設定日まで遡ることは可能なのでしょうかということを知りたいのです。

通常、債務負担行為の設定日は入札公告日以前の日になるはずで、仮に民間事業者が公告を見て、その上で見積り等を事業者から取ったり、サプライヤーから取ったりする場合、

過去の時点の見積りを取るといのはあまり望ましいものではないというか、できなくはないのかもしれないのですけれども、普通はやらないことかと思うと、その時点に遡るときの根拠をどうやって見ていくのが難しいのかと。実際に一度私に関わった案件でも債務負担行為の設定日まで戻したいという提案をしてきた自治体さんがあったのですけれども、それは本当にできるのだろうかという話をした中で、その時点ではその採用を見送ったことがあって、これがやれるのかどうか、実務的な問題として可能なのかをお伺いしたいと思ったところです。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特になければ、今の難波委員の御質問に対して事務局から御回答をいただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○和田補佐 難波委員から御指摘をいただいた点について、事務局としてはできるだけ早い時点ということで、どういう時点があるかを示したいというところがあったのですけれども、確かに遡れるかということなどをもう少し確認をしたほうがいいのかと思ったりもしまして、難波委員としては例えばどのような書き方がほかにありそうかどうかはあります。もともと書いていたものが右側で、契約締結日やそれより前も考えられるねということで書いていて、実態などに応じてもっと早くにできればというところでした。

○難波委員 確かにスライドをさせるという観点からすると、債務負担の日が今、事実上の上限拘束をしまっている中では、そこを起点にしたいということは分らないのですけれども、公告されていないものについての見積りを民間事業者が持っているはずはないとなると、それが適切なのかというところの疑問です。

○峰村参事官 確かに必ずしも債務負担行為の金額がオープンにされているケースが多いとは限らないのですけれども、自治体の場合では債務負担行為を取って、それを基に予定価格を公表している例もあるので、実際に事業者がその時点の単価で見積りをするわけではないと思うのですけれども、難波委員のおっしゃるように上限を基にという考え方にとれば、その時点を基準とする考え方も1つあるのかということここに入れてはいるのですけれども、確かに事業者がその時点で見積りをつくっているわけではないのかという御指摘はもっともだと思いますので、それを踏まえてここに明示するかどうかは慎重に考える必要はあるかとは思いました。

○山口部会長 難波委員、よろしいでしょうか。

○難波委員 はい。

○山口部会長 では、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。特にないでしょうかね。

前回の計画部会でも御議論いただいて、それを踏まえて提案をいただいているところですので、特になければ今の難波委員の御意見があった資料2-4のPFI標準契約1の改正案の51条のところですかね。これは51条だけではないですね。52条なども同様ですね。

注1のところですね。ですから、ここの債務負担行為設定日を明記するかどうかという取扱いについて、事務局で再度検討していただいていることにさせていただきたいと思えます。

○和田補佐 はい。

○山口部会長 こちらについては、今回の意見を踏まえまして、修正した後、PFI推進委員会にて審議していただくということになります。

よろしければ、議事（1）及び（2）の審議はここまでにさせていただけたらと思えます。

今後の調整につきましては、部会長の私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山口部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

○峰村参事官 それでは、ここでプレスの方につきましては御退室いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

（報道関係者退室）

○山口部会長 それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

続きまして、議事（3）について事務局から御説明をお願いいたします。

○大内企画官 企画官の大内でございます。

私からPPP/PFI推進アクションプランの令和8年改定版につきまして御説明をさせていただきます。資料としましては、3-1と3-2になりますけれども、前回の計画部会での御意見や関係府省等の調整等を行ってまいりまして、資料3-1がアクションプランの概要、資料3-2が本文ということで案を作成させていただいております。

資料3-1に基づきまして、内容について御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。アクションプランの進捗状況になりますけれども、2つ目標を掲げております事業規模目標及び重点分野における10年ターゲット目標につきましては、いずれも順調に進捗している状況でございます。事業規模目標につきましては、10年間で30兆円という目標に対しまして、令和6年度までの3年間で13.3兆円ということで、進捗率としては44.3%となっております。また、10年ターゲット目標につきましては、重点14分野で650件というところに対しまして、令和7年度末までの4年間で294件、45.2%となっております。その下の分野ごとの進捗につきましては、記載のとおりとなっております。

2ページ目でございます。こうしたところも踏まえまして、令和8年度の改定の主なポイントがこちらになります。今般の改定では、3つの視点を特に重視したいと考えております。具体的には、1つ目は現政権が掲げております強い経済の実現に貢献していくために、公共部門における官民連携投資の拡大を目指していく「量の拡大」、2つ目としましてインフラの老朽化や人手不足といった社会的課題に対応していくために重点分野の拡大

や地方での案件形成を図っていく「裾野の拡大」、3つ目としまして先進的なPPP/PFIの導入、具体的には分野横断型や広域型のPPP/PFI等を形成していくための関係機関の連携強化といった「質の向上」、これらの3つに加えまして、物価高騰などの足元の課題への対応を強化するというところを基本的な方向性と考えてございます。

大きな柱立てとしましては、1つ目の強い経済の実現への貢献ということで事業規模目標の見直し、また2つ目のインフラ老朽化・人手不足等の社会的課題への対応のための裾野拡大ということで重点分野の追加等、また地方における案件形成の促進や先導的なPPP/PFI導入に向けた関係府省や地方公共団体の連携の強化や物価高騰等への対応といったところで記載をしております。詳細については次のページ以降で御説明を申し上げます。

3ページ目、まず事業規模目標の見直しですけれども、こちらはこれまでの算出方法と目標設定の経緯をまとめたものになります。この目標につきましては、PPP/PFIで創出される民間事業者の新たな経済活動の規模を示す指標ということで、PFIのみならずPPP全般にわたって契約額だけでなくその事業から見込まれる契約期間の民間事業者の総収入によって測定するというようにしております。こちらの表に記載のように事業類型に応じてデータを収集して積み上げを行っているということで、これまでも実績に応じて目標の設定・見直しを行ってきてございます。平成25年度におきましては10年間で12兆円という目標を掲げておりますけれども、そちらを平成28年度には2年間の実績や今後の案件等を踏まえて21兆円に見直しをしております。また、令和4年度には新たな10年間の目標ということで、それまでの21兆円の目標を7年間で達成したというところも踏まえて30兆円という目標を設定してきたところでございます。

こうしたところも踏まえまして、次の4ページにつきましては席上配付ということで、オンラインの方につきましては画面で共有させていただいておりますけれども、こちらを御覧いただければと思います。今般の事業規模の見直しということで、先ほども申し上げましたように3年間の実績が13.3兆円ということで、目標値の3年分であります9兆円を大きく上回っているというところもございます。そうした中で、責任ある積極財政の考えの下で強い経済の実現に向けて政府を挙げて取り組んでいくために、今回30兆円から40兆円ということで、10兆円の拡大を行いたいと考えてございます。

具体的な考え方としましては、これまでの実績を踏まえるということになるのですが、この令和5年度と6年度に公的不動産の活用事業の中でこれまでに見られないような、具体的には1兆円を超えるような大規模な事業が含まれているところもございまして、こうした案件については今後も継続的に出るかどうかは現時点で見通せない部分もありますので、こうしたところを除いた実績、具体的には1年当たり3.5兆円となりますので、それを踏まえまして、また今後の物価上昇も織り込む必要があるかと考えてございますので、そうしたところを併せまして、3.5兆円の10年分の実績プラスこれまでの大規模事業と物価高騰分といったところを考慮しまして、新たな目標として40兆円というものを掲げたいと考えてございます。

なお、個別の事業における事業方式の選択につきましては、案件に応じて決める必要がございますので、今回アクションプランの本文で、個々の事業については、経済的・社会的に最適な事業方法によって実施されるべきものであるということで、管理者が客観的な評価を行って事業方式の選択を行うといったところも明記をしているところでございます。

次のもう一枚席上配付としております5ページでございますけれども、こちらは事業類型ⅠからⅣまでの類型ごとの目標でございます。こちらにつきましても全体目標と同じ考えで、これまでの実績と物価上昇等も踏まえまして設定をするとともに、これまでアクションプランに掲げる取組の強化ということで4兆円を掲げておりましたけれども、そちらについてもこのⅠからⅣに含めた形で数値を設定し直すということで考えてございます。

具体的には、類型Ⅰの公共施設等運営事業につきましては3兆円、類型Ⅱの収益型事業につきましては12兆円、類型Ⅲの公的不動産利活用事業については13兆円、類型Ⅳのその他PPP/PFI事業、サービス購入型事業等については12兆円というところでございます。類型Ⅰのコンセッションにつきましては、これまで空港等での大型案件があったわけですが、今後は地方空港など1件当たりの規模が必ずしも大きくないものも見込まれるというところもございますので、これまでの実績も踏まえて3兆円というところで考えているところでございます。

続いて、6ページ目でございます。インフラ老朽化・人手不足等の課題への対応のための裾野の拡大ということで、新たに重点分野に火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院、こちらについては国民生活に身近で老朽化が進行している施設ということで追加を考えてございます。

また、それ以外の分野につきましても、目標の見直しや実現に向けた取組の充実ということで、港湾の分野につきましては、これまでのクルーズのターミナルに加えまして「みなと緑地PPP」を追加しまして10件から30件への上方修正、また道路や大学につきましては、これまでの実績も踏まえまして5件の上乗せ、またスポーツ施設についても、コンセッションだけではなくてPFIも含めて取組を充実させるということで10件の上乗せを考えてございます。

また、それ以外の各分野につきましても、例えば空港ですとリスク分担の条項について会議体を設けて検討を進めるですとか、水道については水道分野の「水の官民連携」のガイドラインの策定、下水道については令和8年度中に目標を前倒しで達成することを目指すとともに、国費支援要件につきましても小規模の案件が乱立しないように制度設計を行っていくというところすとか、道路につきましては下関北九州道路、小委員会が立ち上げられたところですが、そうしたところの議論なども踏まえつつ、エリア単位でのPFIも検討していくといったところなど、取組を充実させていくこととしてございます。

次の7ページ目でございますが、こちらが分野ごとの内訳となっております。まだ新しく追加する3分野については目標値については調整中でございますけれども、全体として700件を超えるオーダーになるような形になるかと思っておりますけれども、上積みを図ってい

きたいと考えているところでございます。

次に、8ページ目でございます。地方における案件形成の促進ということで、地方部の中小規模の自治体における普及促進に取り組む必要があるということで、昨年度末に策定しましたPFI実施事業手続の効率化マニュアルの周知ですとか、地域金融力強化プランに基づいて地域金融機関への地域プラットフォームへの参画を促したりですとか、スモールコンセッションに関しましては、多様な主体による自主的な取組を加速化していくために遊休施設に関する情報の見える化ですとか、対話の機会の充実、手引の策定等によって取組を強化していくとともに、新たに目標値ということで令和13年度までに100件の具体化を図るというところを掲げてございます。また、民間の中小事業者への情報提供ということで、中小の事業者がPPP/PFIに参加できるように分かりやすい手法での事例集の作成等も行ってまいりたいと考えています。また、PFI機構による伴走支援というところについても一層強化を図って行って、分野横断型・広域型の普及等に注力してまいりたいと考えてございます。

次に、9ページ目でございます。先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化ということで、昨年12月に立ち上げました関係府省が一堂に会する場でありますPPP/PFIの投資促進タスクフォース、こちらを活用いたしまして、新たな事業手法を活用した新プロジェクトの案件形成の支援を図っていききたいと考えてございます。具体的には、まず民間事業者からアイデアや技術等の募集・公募・発掘を行いまして、それをタスクフォースに提案していただきまして、タスクフォースで検証の上で、関係府省等のネットワークを使いまして管理者とのマッチングを行っていくという仕組みを考えてございまして、こちらを新たに立ち上げていききたいと考えてございます。

次、10ページ目でございますけれども、分野横断型・広域型のPPP/PFIの推進ということで、引き続き都道府県や地域プラットフォームを核とした広域的な推進体制の構築を進めてまいりたいと考えてございます。まず、プラットフォーム未設置の都道府県は2つございますけれども、そちらは令和8年度中に展開していくというところを進めてまいりたいと考えてございます。また、広域型プラットフォームが分野横断型・広域型PFIの案件形成に取り組むものに対して優先的な支援を行ったりですとか、手引の改定を行うことで既存のSPCが広域で事業を受託する場合の課題への対応等についても整理を行っていくとともに、見える化ということでデータベースを充実させて情報提供も強化していききたいと考えてございます。

最後に、その他物価高騰への対応等ということで、こちらにつきましては、今ほど議事(1)(2)でも御説明しましたような基本方針の変更や各種ガイドラインの改正、こちらについての周知や物価対応等を含めてワンストップでの相談対応の在り方について検討していくとともに、リスク分担のガイドラインについても見直しの検討を行うこととしてございます。

また、PFI機構による戦略的な支援の展開ということで、物価の高騰や金利上昇下で民間

金融機関の対応が困難な領域も拡大しているところも踏まえまして、民間協調による出融資の積極的な展開ですとか、自衛隊関連施設などの新しい分野での支援を検討していくところですか、ポートフォリオの開示等にも取り組んでいきたいと考えてございます。

また、左下ですけれども、これまでにアクションプランに記載のない分野ということで、警察施設と在外公館、防衛装備品について取組を行っていくということで新たに記載を追記してございます。

また、最後に事後評価の推進ということで、実施状況の把握や公表あるいはマニュアルの策定、公表フォーマットの策定、好事例の展開等に取り組んでいきたいと考えてございます。

資料3-2が本文でございますけれども、今、御説明したポイントのところを含めまして、令和7年度のものからアップデートしたものを変更箇所は下線を引いて示してございます。内容については繰り返しにもなりますので省略いたしますけれども、こちらにつきましても、今後推進委員会でも御議論いただいた上で、閣僚会議であります推進会議で決定していくということで進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○山口部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

上田専門委員からお願いします。

○上田専門委員 御説明ありがとうございます。DBJの上田でございます。

簡単に3点お伝えしたいと思うのですが、1点目は、資料3-2ですと11ページに記載がございますけれども、金融庁様で地域金融力強化プランに基づいて地域金融機関の参加を促していくというように新設していただいていると思っておりますけれども、金融庁様のバックアップも含めて地域での推進が進んでいくことにつながればと思っております。

2点目、ガイドラインでも御対応いただきましたけれども、物価変動を含むリスクについて、今回ガイドラインに書いていただいたことで民間側の参入意欲には前向きな効果があればと思っておりますけれども、それも含めいろいろなリスクについて官民での分担の在り方は見直しつつ、リスクマネーの入れ方や使い方についてもPFIの意義を踏まえながらさらに議論が進んでいければと思っております。

最後に、そういう観点で、恐らくタスクフォースを使いながらの民間提案でこの新しいスキームも検討していくというようにされているかと思うのですが、3-2の資料ですと12ページのあたりに書いていただいておりますけれども、今の仕組みでの民間提案について事例集をつくっていただいている、その最後に6条提案があったものの策定に至らなかった事例も含めて紹介していただいております、そこを拝読するに、実務が進んでいく自治体ほど逆に民間提案を受けるのが難しいという御示唆があったかと思うのですが、

行内で聞いているところによると、一部の自治体では実質的に民間提案の受入れを拒絶している例もあると聞いておりました、民間提案を進めることで新しいPFIの創出につなげていこうという流れの中で、もしかしたら現場の実態との乖離があるかもしれないと思いましたが、提案の先がタスクフォースという新しい形を想定していらっしゃると思いますので、そこも含めてネットワークの中で官民のリスク分担も多少ブレークスルーするような形での案件化の取組が進めばと思いました。

以上の3点です。

○山口部会長 ありがとうございます。

では、高橋専門委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 御説明ありがとうございました。

4つぐらい手短にお伝えしたいと思います。

1つは、資料3-1の7ページの10年ターゲット目標の内訳のところなのですが、道路、大学施設あるいは公営住宅等でも「PFI以外のPPP」という記載があると思うのですが、これはどのようなものでも入るのですかというところがあって、気になっているのは、水の官民連携も更新支援型になるとそういう気配が出てくるのですけれども、要は、業務を複数束ねて複数年化しました、これがPPPですと言っているようなニュアンスも結構あったりして、世の中でPPPと言われているものはそういうものもあるわけです。10年かけて何十件包括委託をやりましたというのは、10年で進むものとしてはあまりにも少ないというところがあって、ここのカウントの仕方が包括委託みたいにそんなに難しくないとをばばっとやって案件を達成しましたとなるようでは、10年を使ってやるにはもったいな過ぎる話だと思っています。この辺りの「PFI以外のPPP」と言っているものがどういうものを本当に求めていくのかはきっちり伝えていく必要があるのではないかと考えています。それが1点目。

2つ目は、目標の件数もいいのですが、気になっているのは、水道に関しての進捗が遅くて下水道のほうがどんどん進んでしまっているというところで、広域化の議論がなされていく中ですぐちぐはぐな状況になっているのではないかとこのところに関して、もう少し横串を刺している内閣府さんから、あるいは国交省さんとも一緒になっていたと思いますけれども、全体像、10年後にたどり着きたい上下水道の姿みたいなどころから逆算した旗振りをやっていただく必要があるのではないかと考えています。それが2点目。

3点目は、広域型のところなのですが、10ページですかね。いろいろ案件形成支援やガイドライン、手引等はあると思うのですが、SPC側に既存のSPCが複数の案件をやれるようにというところも大事なのですが、同時に、自治体が広域で事業をやる場合に構成している自治体が全員好きなのを言い出してしまってSPCが対応できなくなってしまうみたいなことが起こると、非常にその事業がやりにくい話になってしまって、広域化したのだけれども口は1つではありません、あっちこっちからいろいろなことを言われてしまいますとなると全然うまくいかないというか、みんなやりたがらなくなってしまう

と思うのです。ですから、広域化のほうの民間にとってやりやすいパートナーとしての広域的な組織とは何ですかということも一緒に考えてあげないとうまくいかないと思うので、そちらについてもぜひ踏み込んだ議論をしていただく必要があるかと思っています。

あと、今回の裾野の拡大のところですね。社会的に課題が多いところについても広げていこうというところは非常にいいのかと思っています。他方で、これも民間事業者が乗れる仕組みをつくっていくところが大変重要でして、例えば葬儀場ですと、僕も幾つかやっているのですけれども、もともと火葬炉メーカーは日本に5社ぐらいしかなくて、これからの全部の需要にその5社だけで本当に対応できるのかということがあったり、あるいは炉のメーカーさんは葬儀場の運営までやりたい人たちではないわけですがけれども、そうすると、炉の工事の発注だけして火葬場の運営はまた別みたいな感じになっていくと、効率化にはあまりつながっていかないのかということもあって、単に事業数を増やしていくというだけではなくて、将来的にどのような姿でこれをやっていかないといけないと思っているのかについてもうちちょっとやっていかないと、とにかく案件をつくることだけに向かっていると、小さなプラントがばんばんつくられることにただなるだけという形になる。そこは強い経済という言葉とも絡んでくると思うのですけれども、仕上がった産業の姿みたいなところのイメージを持って進めていただく必要があるのかと。これは一般廃棄物処理でも同じだと思います。

病院についても、過去、結構前ですけれども、PFIの中で病院PFIは割と失敗事例が多かったと。ですから、失敗事例の教訓なども今後もぜひ生かしていただいて、タスクフォースで議論していただくことが大事なのかと思っています。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の委員の御意見、御質問について、事務局で御回答いただけるものについて御回答をお願いいたします。

○齊藤補佐 参事官補佐の齊藤でございます。

まず、上田専門委員からの金融庁のバックアップのもと進めてほしいということ、おっしゃるとおりかと思っておりますので、そのようにさせていただきます。

次に、民間提案について、一部の自治体では受入れを拒絶しているところがあるとのことをお知らせいただきましたので、運用で改善できるところがあれば対応してまいりたいと思っております。

続きまして、高橋専門委員のPFI等のPPPというところなのですけれども、簡単なものだけを推し進めればよいというわけではないと当室も考えておりますので、是々非々でここでの大学施設や公営住宅とすり合わせはさせていただくものの、こちらの2施設に関しましては、従前から考え方が変わったというよりは、従前からそのような整理をさせていただいておって、資料上の記載を明確化しただけではあるので、何か今回変えたということではないことを改めてお知らせさせていただきたいと思っております。

次に、高橋専門委員からの水道・下水道について、国交省と内閣府、そのほか工業用水道ですと経済産業省等と連携会議をしておりますので、たどり着きたい絵姿から逆算してやっていくところについては、運用で対応してまいりたいと思っております。

また、広域化の観点で、広域化してどんどん自治体を追加していった場合、自治体の言う口が広がってしまうのではないかという御懸念、そういった具体的な事例や課題に対応できるように、事例集改定の際にその観点は配慮させていただきたいと思っております。

あと、裾野拡大で2点ですね。火葬場と病院のところであげていただいた課題、火葬炉メーカー並びに病院の失敗事例とその教訓を生かす、こちらも共に運用で対応させていただきたいと思っております。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

望月専門委員、お願いします。

○望月専門委員 日本経済研究所の望月です。いろいろ御説明ありがとうございました。

私からも幾つか意見を言わせていただきますが、1つは事業規模の目標、今回10兆円を新たに上増しされるということで、かなりこれはインパクトが大きい話かとは思っております。

さらに、今回席上配付していただいた一覧表の中でも類型のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳでそれぞれどのように数字が増えているのかを示していただいておりますが、一方で、事業を実施する側からしてみると、どの分野に重点を置いているのかは気になるところでして、これにおきましては重点分野としてのターゲットが資料3-1の7ページに書いてあって、特に赤字で増えているものについて国として推進していく分野なのかとは想定されるのですが、一方で、下の3つですね。火葬場、廃棄物、公立病院、これの数字はまだ分からないのですけれども、今回のアクションプランの中でも最初に強い経済の実現とインフラ老朽化、あと地方における案件形成の促進、地方における案件促進は従来からあるとして、この1と2ですね。非常に相反するという言い方は変ですけれども、強い経済を実現するといういわゆるばんばんもうけていこうぜみたいな部分と、ある意味コストが非常にかかってくるインフラ老朽化、この特徴の違う2つが2本柱みたいな形、それに加えて地方への裾野の広がりということとなっているのかと思うのです。

今回10兆円を上増しする中で、どの分野により力を入れていくのかみたいなところも、せつかくこのアクションプランとして出していく中で、国の方針は非常に強い影響力があるかと思っておりますので、そういったところをより具体の分野、より注目を重点的にしていきたいというメッセージ発信みたいなものももう少し入れてもいいのかと。なかなか国の資料の中でそこまでということはあるのかと思っておりますが、事業を進めていく中で、このアクションプランは非常に影響力があるかと思っておりますので、ひょっとしたら火葬場などはすごく裾野が増えるのかと思う人もいますかと思っておりますし、その辺り、もう少し強弱をつけてもいいのかと思った次第です。

もう一点、この資料3-1の分野横断・広域型ですね。10ページ、先ほど高橋委員からもありましたが、これは非常に難しい部分でもあると思いますし、一方で、非常に重要な部分だと思っています。非常に瑣末な点なのですが、一番上のリード文の2行目、最後のところに「案件数の拡大を図る」と書いてありまして、これは件数目標はアクションプラン等に出されていますが、事分野横断・広域化については、件数というよりはどれだけ広がっていくのか、しかも単なる包括委託ではなくて実のあるPPPあるいは広域化・分野横断型が広がっていくのかという広がりや広さと内容、質というところだと思いますので、件数ではなくてそういう実質的なところを重視しているということを知るような書きぶりをしていただければと思います。

この資料の②のところの概略図みたいなものがありますが、これも分野横断・広域型がなじむものとなじまないものはあると思います。今々でいくと上下水道を比較的イメージしやすいのですが、今回重点分野に入れていらっしゃる斎場、火葬場みたいなものも、先ほど御指摘がありましたように小さいものがいっぱいできてもしようがないと思いますし、この分野横断・広域型という流れを踏まえて、より広域的な取組をすることでの効率化を図れるということ、大いにそういった部分は効果があると思いますので、この分野横断型・広域型がなじむような分野が何なのか、それを重点分野として広げていきますよということもメッセージとして出されていってもいいのではないかと考えております。

この分野横断型・広域型に関連して、群マネとの絡みというか、群マネとどう違うのですか、あるいは群マネと同じところはどこなのかみたいなところは、現場間でもやや混乱しているところもあると思いますので、そこはアクションプランの中でもさらっと触れているぐらいだったかと思いますが、今後実際に具体的な話が出てくる中でもいろいろ議論があるかと思いますが、そこもできれば交通整理をするのか分からないのですが、考え方、あるいはさっき申し上げたようになじむ分野となじまない分野みたいなところを出していただくということがいいのかと考えているところです。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加いただいている大橋部会長代理、お願いいたします。

○大橋部会長代理 ありがとうございます。本日は都合でオンラインでの参加で大変申し訳ございません。

コメントなのですが、まずPPP/PFI推進アクションプランが順調に進捗しているという点は、事務局をはじめ皆様方の御尽力のおかげと感謝申し上げます。

事業規模目標の上方見直しについては意欲的だと思いましたが、分野別にも積み上げて達成可能性を御検討いただいた点は理解いたしました。地域経済という点での取組とこのPPP/PFIの取組との関係を、単にPPP/PFIの量や金額の増額というだけではなくて、もう一手間検討を深めてもいいのかという点を思いましたので、その点から2点申し上げます。

具体的にとっつての2点なのですが、1点目はインフラ老朽化・人手不足の観点での重

点分野の追加ということで、一般廃棄処理施設があります。これは各自治体としても火葬場や公立病院というものと併せて御苦労されている点なので、その点だけ取ってもPPP/PFIの重点分野として考えていくことは適切だと思いますが、他方で、強い経済という点で考えると、今後日本においてリサイクルをしっかりと進めていくべき局面になっている中で、こうしたPPP/PFIの取組を通じて我が国におけるリサイクル事業を広域展開していくことは相当程度求められているのだと思います。いわゆる静脈産業の観点で見ると、日本は相当中小が多くて規模が足りないところから、強い経済という観点でいくと、いろいろ支障が生じているものだと思います。そういう意味で、こうした取組を重点分野にするに当たって静脈産業をいかに大規模化していくのか、そうした観点からPPP/PFIがどういった貢献ができるのか、これまでと視点が違うと思いますが、そうした観点で見ていくことは十分あり得べき視点なのかと思っています。

もう一点、同様の視点になりますけれども、地方における案件形成に関わる点ですが、今、国内投資の回帰が起きていて、工業用地のニーズが全国的に地域で生じているものだと思います。他方で、地域における生活基盤、例えばガソリンスタンドとか、商店街とか、郵便とか、いろいろあるのだと思いますが、そうしたものが徐々に剥落していて、そうした生活基盤がそもそもなくなってきてしまっていると。そうすると、工業用地のニーズがあったとしても、そもそも雇用が根づかないという点があるのではないかと思います。地方におけるPPP/PFI案件形成も人の生活基盤や経済活動があることが前提だと思っていまして、そういう意味でいうと、地方創生が強い経済につながるという点でもPPP/PFIがどう地方創生に貢献できるのか、もう一步俯瞰した視点で考えていくのがよいのかと思っています。

こうした検討をするためには、現場を持つ他府省を巻き込んだ取組が不可欠ではないかと思っていまして、そうした点でのヒアリングも含めて重点分野の新たな追加を考えていくべきだと思いますし、そうした点を通じて日本の産業基盤をいかに強めていくのか、そのために真にPPP/PFIが地方なり強い経済の一助となるのか、そうした点はもう一手間検討のレイヤーを加えていただきながらやっていただけるといいのかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の委員の方々の御意見、御質問について、回答いただける範囲で事務局から御回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大内企画官 ありがとうございます。

望月専門委員から御指摘いただきました事業規模目標と重点分野の目標の関係ですけれども、事業規模目標については幅広くPPP/PFI全般というところで、重点分野に限らずまさに強い経済の関係で官民連携投資を促進していきましょうという目標と考えております。一方で、重点分野につきましても、今回追加するものもそうですけれども、インフラの老朽化や人手不足への課題対応ということで、広域化なども含めて各分野によってどういっ

たところを重点的にやっていくかという考えで、事業手法も分野に応じてそれぞれ整理しておりますので、件数目標を達成していくことでインフラの老朽化などの社会課題の解決をやっていきたいというところで、その2本柱でやっていきたいと思っています。その違いが、おっしゃるように分かりづらいところもあるかと思っておりますので、そうしたメッセージの発信、情報の発信の仕方には今後注力していきたいと思っております。

分野横断型などのところで、なじむものとなじまないものはあるというところにつきましても御指摘のとおりかと思っておりますので、今後の事例の展開や手引も含めて、どういう分野が適しているのかといったところですか、群マネとの違いというところも分かりやすいように示していくというところで取り組んでいきたいと考えてございます。

大橋部会長代理からございました、今回追加する重点分野の中で廃棄物のところで強い経済の視点もというところでもございましたけれども、今回老朽化といった文脈で追加しておりますけれども、追加する分野についても引き続き今後の進捗なども踏まえながら、どういったところに注力していくかは関係府省ともよく連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、リサイクルの広域展開といったところも含めて関係省庁とも話しながら進めていきたいと考えてございます。

地方での案件形成のところで、地域の雇用、地方創生と強い経済をどうやってつなげていくかということで、まさに地域の中小事業者などにしっかりPFIなどに入ってもらって、地域の経済の活性化が日本経済の全体にもつながっていくといった視点は非常に大事かと思っておりますので、今回タスクフォースで関係省庁が一堂に会する場も新しくできたところでもありますので、他省庁とも連携しながらしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御意見、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

浅川専門委員、お願いします。

○浅川専門委員 三井住友トラスト基礎研究所の浅川であります。

私からは3点申し述べたいと思います。

1つは、事業規模目標の見直しについてのところの公共施設等運営事業の事業規模の見直しというところです。全体的に事業規模が拡大されて、さらに物価も高騰しているという中で、コンセッションに関しては7兆円から3兆円という形になっておると。先ほど、背景の御説明があり、そこはよく理解するところでもありますけれども、とはいえ数字が全体的に大きくなっている中でここだけ突出して小さくなっていると、ややコンセッションに注力しないという誤ったメッセージになってしまう可能性は否定できないと思っておりますので、その辺り、ミスリーディングにならないようにぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。特にコンセッション事業はインフラ投資市場の整備というところでは非常に重要な事業方式であると認識しております。

2点目、PPP/PFI投資促進タスクフォースであります。分野横断・広域型、特に分野横断かと思えますけれども、新しい技術アイデアを実現する上でも国が関係府省連携の仕組みをつくることは非常に重要な取組であると考えます。一方で、この手の案件の形成においては、国交省の先導的官民連携支援事業ですとか、あとは官民連携モデリング事業、それから地域プラットフォームなどがありますので、その辺りの役割を管理者や事業者からも見てもよく分かるように整理していただく必要があるかと思えます。先ほど申し上げたとおり、基本的には分野横断型の提案を中心に検討することが望ましいのかと思っておりますけれども、その辺り、御検討いただければ幸いです。

3点目、新たなPPPモデルの形成という点で、水道の分散型システムについてのお話であります。水の官民連携の中で分散型システムを今後どう位置づけていくのかはかなりポイントになってくると思えます。浄水場や管路を更新しないで分散型に切り替えるという判断にした場合の分散型システムの運営や維持管理業務、こういったところの事業方式の検討あるいは確立が早晩必要になるのではないかと思います。現時点の今年度のアクションプランでその辺りをももちろん決めるにはまだ早計かと思えますけれども、こういったシステム導入の実証事業と並行してぜひ検討いただければ幸いです。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の朝日専門委員、お願いいたします。

○朝日専門委員 ありがとうございます。途中からの参加で恐れ入ります。

説明を聞けていないので外れてしまうかもしれないですけども、3点あります。

1つ目は質問なのですが、以前にお話があったかもしれないのですが、公共施設の自治体の総合管理計画との連動についてなのですが、そちらの進捗や評価みたいなものを見ていますと、PPP/PFIの位置づけがうまくいっていないような印象を受けます。要は、公共総合管理計画は長期の計画で自治体の財政状況に応じてというところであると思うのですが、PPP/PFIの案件もその中に位置づけられてはいるのですが、そういった管理や整備のやり方をしていくかというところの目標管理の中で、うまく位置づけられていない。PPP/PFIによって生み出される成果が総合管理計画の中でどのような価値として位置づけられているかがうまく出ていないような気がします。そこの連動のところはどのように考えられているのかをお伺いしたいということが1つ目です。

2つ目が事業規模目標や評価についてなのですが、事業規模目標の算定の方法や今回の数値については異存がなくて、民間の収入をベースとして経済に反映していくというところもあるかと思えます。先ほどの話と連動するのですが、それだと民間の側の効果というか、余剰というところをベースに測ることになってくるので、もう一つは財政ですね。従来言われている消費者、利用者というか、社会的価値の部分が言いにくい形になってはいるので、その部分をどうしていくのかは必要なのではないかと思います。先ほどの公共施設を地域の中でどうしていくかという話の中でも、その部分が一番、複合化

施設でPFIでやりますといったときにどういった社会的価値が生じるかというところが実施する自治体にとっての関心として大きいと思いますので、その辺りをどのようにガイドができるのか、結びつけていけるのかが大事かと思います。その意味で、11ページの事後評価の推進というところはすごくいい方向性だと思いました。この事後評価の評価軸というところは継続して、今、言ったような目標にとどまらずに社会的価値といった部分のガイドもしていくことで推進が期待されるのではないかと思った次第です。

3点目が広域の在り方なのですけれども、もしかしたら御説明があったかもしれないのですが、地域プラットフォームというところの受皿の話になります。感じているのが、いわゆる今まで下水道なり都市施設、都市インフラを建設してきた、区画整理だとか、そういった公社や外郭的な団体があるかと思うのです。道路もあると思いますし、そういった団体が整備から維持更新、維持管理に社会的な課題が移ってきた中で役割を模索している部分があるように思います。ウォーターPPPの受皿になるだとか、地域の需要や開発の経緯を知っていて、かつ新しい役割、横断的な役割も果たせる可能性が強いところもあるかと思うのです。ですから、そういった受皿になるべき主体を明確化していく、あるいはいい事例があれば展開していくという視点があったらいいなと思ったのですけれども、その辺り、どうなっていますでしょうか。お聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の御質問、御意見について、御回答いただける範囲で事務局から御回答をお願いいたします。

○大内企画官 ありがとうございます。

事業規模目標のコンセッションのところにつきましては、我々としても当然コンセッション、非常に重要だと思っておりますので、数字としてこういう形になってしまうところでありすけれども、それが誤解を生まないようにというところはしっかり説明をしていきたいと考えてございます。

広域型や分野横断型の国交省との連携はこれまでもやってきておりますので、引き続きやっていきたいと思っておりますし、分散型のところにつきましてもアクションプランの本文では19ページに書いてございますけれども、こちらの新しく掲載したところでもございますので、引き続き取組を強化してまいりたいと考えてございます。

○齊藤補佐 朝日専門委員からお話がありました公共施設等総合管理計画との連動において、PPP/PFIの位置づけについてうまくいっていないような印象があるということでございましたが、引き続き我々といたしましては各自治体へセミナーや研修、あとは地域プラットフォームを通じて発信をしていき、PFIの価値、意味合い、そういったものを伝えて、そういった計画への連動をお願いしていくということかと思っております。

続いて、社会的価値並びに事後評価の推進では既存の事例集で事例をもって計算、評価している事例がありますので、そういったところをより広報して横展開してまいりたいと

思います。

また、広域型の在り方というところで、受皿について、地域プラットフォームやその他の団体で過去の経緯や地域の需要をよく知っている方々、そういうところが横断的な役割を果たせるのではないかという御意見でございましたが、こういったもので具体的な良い事例を収集次第、横展開してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、難波委員、いかがでしょうか。

○難波委員 東洋大学の難波です。

幾つか細かなところも含めてあるので順番に行きたいと思いますが、まず今回新しく重点分野に追加していただいた国公立病院に関して、この46ページのところの記述で施設整備に対する補助をしていくという書き方がされているのですけれども、それは必要なのだろうと思いつつ、ただ補助金を出して施設を建て替えたからといって経営がよくなるものではないので、重要なのは地域医療や政策医療のその地域での維持ということだと思うのです。

その部分に分かれないと、ウォーターPPPと同じような個別にやっていけばいいのでしょうみたいな話になってしまうと、恐らく目指しているところが違うことになってしまうと思うので、ぜひその部分に関しては、施設を建て替えることも必要なのだけれども、それが主眼ではなくて、地域に必要な医療をちゃんと維持をしていくというところであるというところをもう少しはっきりと打ち出していただいて、その上で場合によっては地域内の民間病院も含む統廃合であったり、民営化のようなものもあり得るでしょうし、過去の事例などでは指定管理などで面白いことをやっている事例もあると思うので、そういったところ、できるだけ幅広に見ていただいて、人材確保であったり、僻地の医療であったりといったものの確保の在り方を、ここでPPPとして押していくのだというところを強調していただけるといいなと思いましたということが1つ目です。

2つ目に、先ほど望月専門委員からも群マネに関する記述がほとんどないねというところがあって、まだここに関しては十分に政策的な議論が国交省さんとの間でもあまりこの場ではされていないのかという認識をしているので、例えばこれまでに行われている包括委託であったり、そういったもののデータの蓄積や標準化みたいなものについての議論をより一層進めていただければと、これは決してアクションプランに書く必要があるものではないですが、思いました。

あわせて、群マネなどを考えていくときには、公共施設マネジメントの話、先ほど朝日専門委員からもありましたが、そういったところを地域の中でちゃんとインフラを維持していく、施設を維持していくという観点から、例えば新しい契約方式としてフレームワーク合意みたいなものを採用していくというようなことも、将来的には考えていけるのかと。これは今年度考えてくださいというものではないですが、将来的に考えていただ

けるといいなと思っています。

3つ目、これは5ページなのか6ページなのか分からないのですが、人手不足のところの話が出ています。人件費等に関しての手当てをきちんとしていくところをもう少し打ち出してもいいのかと思っています。現状、公共工事ですと国交省さんが総合評価の何%をその評価項目に充てなさいというものはあるのですけれども、それは単年度しか見ていないのです。翌年度の賃上げをしていますかというところしか見てなくて、PFI等の長期契約にあまりなじまない採点基準になってしまっている部分があるので、PFIのサイドとして長期的な人件費、賃金に関する取組みたいところをもう少し打ち出してくださいでもいいかと思っています。

同じ5ページのところで下線が引いてある「行政財産である土地等を柔軟に活用すること」と。これは行政財産ということ想定しているのですかね。行政財産のまま活用して民間に収益を上げてもらうということを考えていらっしゃるのか、場合によっては普通財産にしてもいいねということなのか、あるいは後ろのほうでこういう公的不動産のところでは民地を含むみたいな話がある中で、ここだけ行政財産であるということをやうやうよりは、民地も含めて収益性があるとか、あるいはほかのところに出てくる非保有手法を含めた形ということも考えていいのかと。なぜここだけこのような書き方をしたかということは疑問に思ったところです。

民間提案に関してのところ、先ほど来、広域化というものが出てきている中で、広域化に関する事業の民間提案の窓口は果たしてどこなのかは事業者さんとしては分からない、その意思決定を誰がしてくれるのかも分からないということがあると思うので、そこについての考え方をぜひ国として、このプラットフォームが受皿になりますよというのか、あるいは国の中でそこを受けて関連自治体等に相談しますよということにするのか、そういったところの考え方を示していただけるといいなと思いました。

最後にしますが、これはすごく細かなことなのですが、今回みなと緑地について触れられていて、みなと緑地の実態はよく分かっていないのですけれども、過去にこういう占用許可系の事業だと、もともと短期で占用許可を出していたときの協定書や許可の在り方をそのまま長期に当てはめてしまっている事例があって、そうすると、例えば民間事業者が約束どおりに事業をやっていない場合であっても、それを解除する項目などが一切なくて、暴力団排除ぐらいの項目しか書いていないようなものがある、ぜひこれから進めていくということを打ち出していかれるのであれば、そういった部分の書類等の整備も併せて進めていただけるといいなと思いました。

長くなりましたが、以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

最後に、私から簡単に意見を述べさせていただきたいと思います。

大きく2点ありまして、1点目は浅川専門委員から御指摘いただいたところで、こちらの席上配付・回収のほうで、類型Iがもともと7兆円だったのが変更後で3兆円と減って

いるということで、先ほどの議題（１）でコンセッションの範囲を広げていきたいと思いますということも言っているにもかかわらず減らすというのは、方向性は逆なのではないかという気がするので、少なくとも7兆円という金額は維持した上で、トータル40兆円であればほかのところを減らすという形で、少し調整したほうがいいのではないかと個人的に思っています。

もう一点が、資料3-1の10ページの分野横断型・広域型PPP/PFIの推進というところで、先ほどから複数の委員の方々から御意見をいただいているところなのですが、生活インフラの部分ですね。水道、下水道、火葬場、一般廃棄物といったところは市民生活には不可欠だということで、どうしても料金負担が抑えられると。その一方で、いわゆる公共サービス以外の収益源がなかなか確保しにくいところがあるので、事業の成立性を高めていくためには広域化していく必要があるということがあります。この観点からいうと、一般廃棄物についてはある程度広域化が進んでいる状況があるのですが、水道、下水道はなかなか進んでいないと。そうすると、単純に広域型の地域プラットフォームで検討を進めてくださいねというよりは、もう少し生活インフラ、水道や下水道にフォーカスした上で、地域プラットフォームを活用して検討していくと。その際に都道府県が主体となって、要は複数の基礎自治体がパートナーを組めるような形の橋渡しをしていただくと。そういったやり方は進めていく必要があるのではないかと思います。

もう一点が、これと関連しまして火葬場ですね。火葬場は重点分野として新たに設定されまして、これは私も非常に重要だと思っています。ただ、一方で、近年は少子高齢化が進んで、また単身世帯も増えていくという中で、葬儀自体が非常に簡素になってきていると。そうすると、火葬場でやってもなかなか大々的な葬儀で稼ぐみたいなどはできなくて、シンプルに火葬するというところのビジネス、それがいわゆる民間だと非常に火葬の料金が高くなってしまいますので、それを低廉な価格でできるようにというところを考えますと、先ほどのほかの生活インフラと同じで、広域型が重要になってくるのではないかと思います。この観点から、本文の「分野横断型・広域型PPP/PFIの一層の推進」のところ、15ページのii)の「個別分野・関連分野における広域化・集約化等に向けた具体策」というところで、実際に生活インフラ関連のものが記載されていまして、上水道とか、下水道とか、一般廃棄物とか、公共浄化槽等整備推進事業が入っているのですが、ここに火葬場も入れたほうがいいのではないかと個人的には思っていますので、その点は検討していただけたらと思います。

以上です。

では、今の2人の意見、質問等について、事務局から御回答いただける範囲でお願いいたします。

○齊藤補佐 齊藤でございます。

難波委員からあった病院の件、国公立病院において施設の建替だけではなく必要な地域に必要な医療を維持していくについてですが、こちらは国公立病院の本文に記載のとおり、

今回4府省の連名で書かせていただいております、厚生労働省、文部科学省、総務省、内閣府と連携して情報共有しながら進めていきたいと考えているところです。

難波委員のおっしゃるように、地域にはいろいろな課題があるというところ、あと先ほど高橋専門委員からもありましたように失敗事例から何となくPFIが敬遠されているといったところもあるので、まずは病院以外のPPPも含めて少しずつ官民連携をなじませていって、少しでも経費の削減をしてまいるとともに、人手不足への対応や地域医療への貢献、そういったものを意図してございます。

あと、群マネについては引き続き国交省と調整させていただければと思います。

人手不足、人件費と行政財産については、後ほど別の者から回答いたします。

タスクフォースの受け方と対応の仕方についてはタスクフォースにおいて発信をしていく際に調整させていただければと思っております。自治体が提案をもらいつ放し、受けつつ放し、それを処理しないで放置されてしまうと民間事業者も意欲がなくなってしまうかと思っておりますので、有機的に関係府省と連携して、せっかくの民間事業者からのアイデアを具体的な案件に結びつける働きかけについてタスクフォースを用いて推進してまいりたいと思っております。

みなと緑地等の調整については国交省と相談して、改めて確認・周知していきたいと思っております。

山口部会長からご指摘のあった類型Iについて、7兆円から3兆円に減っていて、議事(1)の基本方針の別表の改正ですとか、そういったところと矛盾するのではないかということにつきましては、内部で検討させていただきたいと思っております。その結果についてはまた追って御報告させていただければと思います。

また、生活インフラ並びに広域化についてはおっしゃるとおりかと思っておりますので、15ページにも入れたらどうかというところもあわせて内部で検討させていただきたいと思っております。

○和田補佐 和田でございます。

難波委員から御指摘があった人件費の手当てのところは、物価高騰の話とも絡んでくるのかと思っておりますので、その対応の中で、また今回の基本方針の改正、ガイドラインの改正などで労務費の適切な確保というところも盛り込んでいるので、そういう中でもやっていきたいと思っておりますけれども、またお気づきの点などがあれば都度御指摘いただければいいのかと思っております。

広域化での民間提案の受け口というお話があったかと思っております、確かに今回出した事例集などの中でもそういうものはそんなになかったのかというところなので、今後そのような話が出てきたときにどのように受けられるのかも考えていきたいと思っております。

○寺田補佐 参事官補佐の寺田でございます。

難波委員より、行政財産である土地の柔軟な活用につきまして、なぜこのような書きぶりとなったのかという御質問をいただきました。こちらにつきましては、資料2-1の3

ページを御覧いただきますと、今回の契約ガイドラインの見直しの中で「国有財産の無償使用等に係る特例の取扱い」として記載をしております。現状、物価高騰や金利上昇の中で民間事業者の参入意欲を喚起する観点から、PFI法71条に基づく国有財産の無償貸付けの特例措置について重要性が高まっていると考えております。今般、行政と事業者の双方における制度理解と活用を促すため、制度創設以来の適用実績のほか、事業立案時の目安となる国有財産法などに基づく無償・減額貸付けの対象施設を明記いたしました。こうした内容を反映し、今回のアクションプランにおいて、このような記載を入れさせていただいたものでございます。行政財産のみが記載されている点につきましては、対象として引き続き宿舍や庁舎などの施設が想定されるため、主にこれらを念頭に行政財産として記載しておりますが、「等」という文言によって、当然ながら普通財産も含み得るという趣旨でございます。

私のほうからは以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

一通り委員の皆様から議事（3）について御意見、御質問をいただいたところですが、この場であえて何かおっしゃりたいことがあれば伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

お願いします。

○鈴木PPP/PFI室長（大臣官房審議官） 審議官の鈴木と申します。

今日は様々な意見をいただきまして、ありがとうございました。

我々事務方でいろいろな答弁をさせていただきましたが、聞いていて若干補足したいと思った事項が何点かありましたものですから、発言をさせていただきたいと思います。

まず、コンセッションの件なのですけれども、我々としてはまだまだコンセッションの裾野を拡大できるのではないかと、もうちょっといろいろな場面で有効活用できるのではないかと考えておまして、そういった面でも基本方針の別表の改正等に取り組んでいるところでありまして、決してコンセッションの優先順位が落ちたと考えているわけではないということでもあります。

ただ、金額的に見ると、例えばかつてコンセッションを開始した関空ですが、あれは全体で数兆円もの事業規模になっています。一方で、最近、BTプラス+コンセッションということで、マスコミ等をにぎわしている大型アリーナでも数百億円のレベルになりまして、今後想定されている地方空港では関空の10分の1にも満たないぐらいの事業規模になります。海外では、は交通やエネルギー分野、電車とか、電力とか、ああいったものが大規模コンセッション事業となっていますが、日本の場合はもう民営化されていて今後のコンセッション導入の見込みがないものですから、金額としては率直に評価して、目標の数字をこのような形にさせていただきました。

ただ、我々としては、コンセッションは、先ほど申し上げたように非常に重要な、PFIの中でも一番民間企業側にインセンティブがかかる事業手法だと思っていますので、いろ

いろな場面で活用することが必要と考えています。例えばタスクフォースを介した取組み、あれも分野横断型がいろいろな省庁がいるという意味では具体化にお取組みやすいかと思っっているのですが、今まで活用されていなかった分野でのコンセッションの活用も、取り上げていきたいと考えています。事業者側としてはいろいろなアイデアがあるのだけでも、なかなか個別具体的な検討まで初期の提案段階ではできないので、適合しそうなプロジェクトを具体的に考えていращやる可能性のある発注者さんをつないでいく、アイデアから具体的な検討につなげるという意味でも、この場も活用できるのではないかと思っっております。コンセッションの活用はこれまで以上に広げていきたい、ただ事業規模金額はちょっと厳しいという状況を、誤解を招かないような表現や発信の仕方を考えないといけないと改めて思ったところでございます。

続きまして、朝日専門委員から公共施設等総合管理計画のお話がありました。公共施設等総合管理計画というものは、その市町村さんが持っていращやるいろいろな公共施設について、老朽化の状況や今後の更新計画、集約計画等を一まとめに一覧性のある形で計画にされているものだと認識しております。PFIを更新等の際に採用するかどうかは個々の事業が事業化される段階で検討されることになると思いますので、時点が少し違うという点もあるのだらうと思いますが、そういった大きな全体の計画の中で、あまりPFIや官民連携について、重要だよと一般論として触れられることはあっても具体的に盛り込まれていないのは、まだまだ公共施設全体の中で見るとPFIが占めている割合、ボリュームが極めて少ないということとか、事後評価がきちんとされていなくてどのぐらい効果があるのかはつきり把握されていないこと等も背景にあるのではないかと思いますので、そういった部分では裾野も広げてボリューム、割合も増やしていかないといけないし、事後評価もちゃんとしていけないといけないと、もっと頑張らないといけないと改めて感じました。

最後に、産業化ですね。大橋委員から静脈産業との関連というお話がありました。今、ごみ処理施設でも一部PFIを使われているような事業、プロジェクトも実態としてはあって、そういうところを見ていると、確かにむしろ役所がやるよりはリサイクル、多少なりとも収益が出るという点では、そういうことに取り組みされている事例もあるのかと思っっております。静脈産業との関係など、そういうところまでPFIの手法を所管している我々では追い切れない部分もありますので、これからそういった産業との関連みたいな事柄についてはもう少し意識をきちんとした上で、環境省さんなどの関係省庁ともお話をさせていただいて、全体として産業としてもいい方向につながるようなことも併せて検討していかないといけないと感じました。

横から恐縮でございます。感じた点をコメントさせていただきました。ありがとうございました。

○山口部会長 ありがとうございました。

そうしますと、よろしければ、議事（3）の質疑はここまでにさせていただければと思います。

なお、議事（3）について、事務局から御説明いただいたとおり、今回の審議及び委員からの御意見を踏まえ、修正した後、PFI推進委員会にて審議をいただきます。

今後の調整につきましては、部会長の私に御一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山口部会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、本日の議事は以上といたします。

本日は、積極的に御議論を賜り、誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○峰村参事官 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、基本方針の変更案の作成やガイドライン等の改正、アクションプランの改定を進めてまいりたいと存じます。

今後のスケジュールとしましては、PFI推進委員会において審議をいただき、その後開催されますPFI推進会議において決定される予定でございます。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。